

連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向③
—私的整理(協議会・事業再生ADR)編—宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



8月号(民事再生)、9月号(破産)と法的手続の話が続きましたが、3回目の今月号は、近時の私的整理(協議会手続・事業再生ADR)の動向を紹介したいと思います。

1 協議会の再生手続の利用状況

中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)の再生手続は、その名のとおり中小企業の事業を再生する私的整理手続であり、2003年に創設されました(協議会手続の概要は佐藤俊「[中小企業再生支援協議会スキームの概要](#)」(2020年1月号)をご参照ください。)。2003年から2019年度までの全国の協議会への相談件数は、年間1,686件(2016年度)から4,128件(2013年度)の間で推移していたのですが、**コロナ禍の2020年度は5,580件となり、創設以来最多となっています**¹。

この**5,580件のうち約80%は「特例リスク」**に関する相談とされます。「特例リスク」とは、既存の金融債務の負担軽減のため、協議会が事業改善の可能性の検討を待たずに主要債権者の支援姿勢を確認の上で、最大1年間、一括して元金の返済猶予を行うことです。

特例リスクが幅広く活用されている現状において、協議会は、**コロナ禍で資金繰りに悩む中小企業の駆け込み寺**としての役割を果たしているといえます。

他方、債権カット等を内容とする抜本的な再生案件の数は、2015年から2019年度まではいずれも1,000件超でしたが、

2020年度(406件)は大きく減少しています²。減少の理由としてはコロナ禍で先行きが見通せなかったことが挙げられており、ポストコロナの場合では抜本再生案件が増加に転じることも想定されます。

2 事業再生ADRの利用状況

1の協議会手続は中小企業向けであるのに対し、事業再生ADRは(利用できる企業に限定はないものの)上場会社をはじめ比較的規模の大きな企業に利用される傾向にあります。現に、事業再生ADRが創設された2008年から2020年3月までの手続の利用申請件数は81件であり、このうち上場会社を含むものが28件とされています³。利用件数は年に2件から17件の間であり、多くの年は一桁となっています。

コロナ禍における事業再生ADRの利用件数を報告した資料は現時点では見当たらないため、本稿では触れませんが、近時、コロナ禍でも事業再生ADRを滞りなく実施する工夫(電話会議方式での債権者会議の実例等)についての報告が出ています⁴。

事業再生ADRはポストコロナを見据えて、手続の更なる円滑化のための改正が近時行われたところですので(宮本聡「[産業競争力強化法改正と事業再生ADR・債権譲渡](#)」(2021年9月号)参照)、ポストコロナにおいてその役割を果たすことが期待されているといえます。

1:横田直忠=高橋佳裕「『特例リスク支援』の総括とこれからの中小企業支援」事業再生と債権管理173号110頁

2:前掲横田ほか111頁

3:事業再生実務家協会「事業再生ADRのすべて[第2版]」416頁

4:「事業再生実務家協会シンポジウム報告-事業再生ADR手続の最新の運用状況」(NBL1197号56頁以下)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】